

水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

平成 30 年 10 月 29 日
水産ワーキング・グループ
座長 野坂 美穂

1. 漁業の成長産業化に向けた水産関連法の見直し

漁業の成長産業化に向け、科学的な資源管理に基づく漁獲可能量の設定と個別割当、漁場を活用する意欲と能力のある者の操業を推し進める漁業権制度の確立、漁協のガバナンス強化を進めるべく、関連法の改正に向けた見直しを行う。

2. 水産物の流通構造改革

漁業者の所得向上に向け、水産物流通における ICT 等活用、トレーサビリティの向上、産地市場の統合・重点化など、輸入等の在り方の検討も含め国内流通構造改革を進める。また、世界的な水産物市場の成長を取り込むべく、水産物の国際認証の取得を促進する。

3. 漁船にかかる規制の在り方を見直し

漁業の高齢化と人手不足に対応し、近海（100 海里以内）を操業する中規模（総トン数 20 トン以上長さ 24m 未満）の漁船の機関に関する海技士の乗組基準をはじめとして、漁船の性能や操業の実態に即した漁船に係る規制の在り方を見直しに向け、検討を行う。

4. 魚類の防疫に関する事項

養殖業の成長産業化に向け、研修や魚類防疫士資格の取得機会の民間への開放により、養殖業関係者が魚類の防疫に係る体系的な知識が修得できる環境の整備を行う。また、魚病に関わる薬剤の承認審査手続のさらなる効率化を行うための具体的な期間短縮の目標と実現のためのロードマップにつき、検討を行う。